

# 家庭用小形白熱電球

JIS C 7523: 2012

(JELMA/JSA)

平成 24 年 10 月 22 日 改正

## 日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

#### 日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名				所属
(委員会長)	大	崎	博	之	東京大学
(委員)	岩	本	佐	利	一般社団法人日本電機工業会
	岩	本	光	正	東京工業大学
	上	原	京		株式会社東芝
	大	石	奈津子		財団法人日本消費者協会
	長	田	明	彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊田		亜紀子		東京大学
	佐	マ木	喜	七	一般財団法人日本電子部品信頼性センター
	島	田	敏	男	一般社団法人電気学会
	下	Ш	英	男	一般社団法人電気設備学会
	鈴	木		篤	一般社団法人日本電球工業会(日立アプライアンス株式会社)
	住	谷	淳	吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	田	中		智	一般社団法人日本電機工業会
	豊	馬		誠	電気事業連合会
	中	根	育	朗	一般社団法人電池工業会
	原	田	真	昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛 田		恵理子		特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前	田	育	男	IEC/ACOS 専門委員(IDEC 株式会社)
	Щ	田		秀	筑波大学

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:昭和 30.7.22 改正:平成 24.10.22

官 報 公 示:平成 24.10.22

原 案 作 成 者:一般社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会:日本工業標準調査会 標準部会(部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会:電気技術専門委員会(委員会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準 化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査 会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

^	ーシ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 形式	2
5 表示, 寸法, 電気的性能, 光学的性能及び寿命	3
5.1 一般事項	3
5.2 表示	3
5.3 寸法	3
5.4 初特性	4
5.5 寿命	4
6 検査	4
6.1 形式検査	4
6.2 ロット検査	5
7 データシート	5
7.1 データシート番号の一般法則	5
7.2 データシートのリスト	6
附属書 A (規定) 各種の試験方法 ····································	15
附属書 B (規定) 電球の最大外郭寸法····································	18
解 説	. 23

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電球工業会(JELMA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、JIS C 7523:2000 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意 を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実 用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 7523 : 2012

## 家庭用小形白熱電球

## Small incandescent lamps for household use

#### 序文

この規格は, 1993 年に第 3 版として発行された **IEC 60064**, Tungsten filament lamps for domestic and similar general lighting purposes—Performance requirements を参考に作成した日本工業規格である。

この規格は、1955年に制定され、2000年の改正を経て今日に至っている。前回改正後に引用規格 JIS C 7551-1 が改正され、最新版が発行されたことを受けて改正した。

なお, 対応国際規格は現時点で制定されていない。

#### 1 適用範囲

この規格は、JIS C 7551-1 の要求条件に適合し、かつ、次の条件を満たす家庭用小形白熱電球(以下、電球という。)について規定する。ただし、電球形 LED ランプには、この規格を適用しない。

一 定格消費電力 5 W 及び 7 W

- 定格電圧 100 V

- ガラス球形状 C形, G形及びT形

- ガラス球処理 無色透明及び白色仕上げ

- 口金 E12/15 及び E26/25

なお、ガラス球の形状及び名称は JIS C 7710 に、また、口金の形式及び寸法は JIS C 7709-1 による。個々の電球の形式は、 箇条 4 による。

#### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの 引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS B 7507 ノギス

JIS C 7551-1 白熱電球類の安全仕様-第1部:一般照明用白熱電球

JIS C 7709-1 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金

JIS C 7709-3 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第3部 ゲージ

JIS C 7710 電球類ガラス管球の形式の表し方

JIS Z 8113 照明用語

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 8113 によるほか、次による。

3.1

形式 (type)